

全員協議会会議録

1	開 会	1
2	あいさつ	1
3	議 題	1
	(1) 報告事項について	1
	① 令和2年度当初予算の概要について	1
	② 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	7
	③ 字の廃止及び字の区域の変更について	8
	④ 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について	9
	⑤ 新型コロナウイルス感染症対策について	11
	⑥ 市道路線の変更について	13
	⑦ 矢板市空家等審議会条例の制定について	14
	⑧ 矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助事業の制度改正について	15
	⑨ 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	15
4	その他	16
	(1) 令和元年度卒業式及び令和2年度入学式の祝辞の割り振りについて	16
	(2) その他	17
5	閉 会	17

○ 出席者

【 議員 16 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑫ 和 田 安 司
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長
- ⑤ 総合政策課参事兼総合政策課長
- ⑥ 秘書広報課長
- ⑦ 総務部長兼総務課長
- ⑧ 税務課長
- ⑨ 健康福祉部長兼社会福祉課長
- ⑩ 高齢対策課長
- ⑪ 子ども課長
- ⑫ 健康福祉部参事兼健康増進課長
- ⑬ 市民生活部長兼くらし安全環境課長
- ⑭ 市民課長
- ⑮ 農林課長
- ⑯ 商工観光課長
- ⑰ 経済建設部長兼建設課長
- ⑱ 都市整備課長
- ⑲ 会計管理者兼出納室長
- ⑳ 教育部長兼教育総務課長
- ㉑ 生涯学習課長
- ㉒ 選挙・監査事務局長
- ㉓ 農業委員会事務局長
- ㉔ 上下水道事務所長兼水道課長
- ㉕ 下水道課長
- ㉖ 総務課行政担当主幹

齋 藤 淳一郎
横 塚 順 一
村 上 雅 之
三堂地 陽 一
室 井 隆 朗
高 橋 弘 一
塚 原 延 欣
星 野 朝 子
石 崎 五百子
沼 野 晋 一
田 城 博 子
細 川 智 弘
小野寺 良 夫
柳 田 恭 子
和 田 理 男
村 上 治 良
津久井 保
柳 田 豊
永 井 進 一
小 瀧 新 平
山 口 武
森 田 昭 一
大谷津 敏美智
河 野 和 博
齋 藤 正 樹
佐 藤 賢 一

【 欠席説明員 】

なし

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 黒 崎 真 史
- ③ 主査 水 沼 宏 朗

1 開 会

○議長（石井侑男） 全員協議会を開会いたします。 (10:00)

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の議題につきましては、「令和2年度当初予算の概要について」など9件でございます。これらの件につきましては、所管の部課長から御報告いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 報告事項について

① 令和2年度当初予算の概要について

○議長 説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） 資料を御覧ください。

この予算案につきましては、健全な財政運営を堅持しつつ、総合計画の5つの重点計画、総合戦略の4つの基本目標を重点的に推進してまいります。令和2年度につきましては、スマートIC整備事業や、国体準備など大型継続事業の完成へ向けて大詰めを迎えるとともに、定住促進、子育て支援など

各種施策の充実強化、地域の活性化や、矢板駅西地区の地籍調査など新たな課題対応などに予算を配分してございます。

それでは、資料の1頁、「1 歳入歳出予算会計別一覧表」を御覧ください。一般会計の予算総額は、134億6,400万円で、前年度から6億1,200万円、4.3%の減でございます。この予算規模は、1月の全員協議会でも申し上げましたが、過去4番目でございます。この新年度予算は、厳しい財政状況の中にありまして、健全財政を図りながら中身の詰まった積極的な予算でございます。

特別会計につきましては、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療が増加しております。また、ハッピーハイランド矢板排水処理事業が新たに特別会計となりまして、農業集落排水事業、公共下水道事業、コリーナ矢板排水処理事業の3つが下水道事業会計として企業会計に移行となります。

水道事業会計は、前年度から3,500万円、2.9%の増となっております。

一般会計、各特別会計、水道事業会計と下水道事業会計を含めました総予算額は233億7,560万円で、前年度に比べ8,210万円、0.4%の増加となります。

次に、「2 一般会計歳入予算款別一覧表」を御覧ください。主なものを御説明いたします。

1款、市税のうち個人市民税につきましては、人口減少などにより納税義務者がわずかに減少しているほか、譲渡所得の伸び率が下がったため、7千万円の減となっております。法人市民税は、景気動向指数が悪化しているほか、事業年度が令和元年10月1日以降に開始される事業の税率が、12.1%から8.4%となることから、1,300万円の減となっております。一方、固定資産税は、償却資産の知事配分の増加などにより、6,300万円の増となっております。軽自動車税は、環境性能割の増加などにより200万円の増、都市計画税は、土地分、家屋分とも僅かに減少し、200万円の減となっております。市税全体では44

億 1,150 万 5 千円となり、対前年度比 2,657 万 4 千円、0.6%の減となっております。

次に、8 款、環境性能割交付金は、令和元年 10 月 1 日から自動車取得税交付金が廃止になりました。これに代わり、新たに款に追加したものであります。

10 款、地方交付税は、国の地方財政計画では 2.5%の増となっているため、矢板市に交付される普通交付税は前年度決定額より増加すると見込んでおりますが、塩谷広域行政組合のエコパークしおやの完成によりまして、建設費等の負担金に充てる震災復興特別交付税の減額がございます。これにより、4 億 6,600 万円の減であります。

12 款、分担金及び負担金は、幼児教育・保育無償化によりまして、43.9%の減となっております。

14 款、国庫支出金は、児童福祉費負担金の施設型等給付費負担金や道路改良事業費補助金などの増加によりまして、4.2%の増となっております。

15 款、県支出金は、団体営土地改良事業費補助金、畜産担い手育成総合整備事業費補助金、新規就農総合支援事業費補助金などの減少によりまして、4.3%の減となっております。

17 款、寄附金は、ふるさと納税寄附金の減によりまして、33.3%の減となっております。

18 款、繰入金は、ふるさと納税基金繰入金などの減少によりまして、25.4%の減となっております。

21 款、市債は、臨時財政対策債は減少しますが、国民体育大会推進事業に充当する学校教育施設等整備事業債などの増加によりまして、7.4%の増となっております。

以上のことから、自主財源比率は、前年度と比較しまして 0.2 ポイント減少

し、44.8%となっております。

次に、2頁の「3 一般会計歳出予算款別一覧表」を御覧ください。伸び率の変動の大きいものを中心に御説明いたします。

4款、衛生費は、塩谷広域環境施設建設事業に係る負担金などの減少により、44.0%の大幅な減となっております。

5款、労働費は、地方創生推進交付金の終了に伴いまして、就労者対策事業の減少により、32.3%の減となっております。

6款、農林水産業費は、畜産環境総合整備事業、県営中山間地域総合整備事業、土地改良管理事業などの減少によりまして、17.7%の減となっています。

9款、消防費は、防災活動推進事業、移動系の防災行政無線ですが、この更新工事の減少により、7.1%の減となっています。

10款、教育費は、国民体育大会推進事業などの増加によりまして、10.1%の増となっております。

14款、予備費は、自然災害発生時の復旧などに迅速に対応するため、500万円の増となっています。

次に、「4 一般会計歳出予算性質別一覧表」の主なものを御説明いたします。同じく、伸び率の変動の大きいものを中心として、御説明いたします。

1、人件費は、人事院勧告実施に伴います給料表の改定、勤勉手当の増加のほか、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加ということで、6.7%の増となっています。

3、維持補修費は、市道維持管理事業及び橋りょう維持事業などの増加によりまして、32.5%の増となっております。

5、補助費等は、塩谷広域環境施設建設事業負担金などの減少によりまして、12.0%の減となっています。

6、普通建設事業費のうち補助事業費については、橋りょう維持事業、小学校施設大規模改修事業などの減少によりまして、10.0%の減となっております。一方、単独事業費につきましては、国民体育大会推進事業などの増加によりまして、20.1%の増となっております。県営事業負担金は、県営中山間地域総合整備事業、土地改良管理事業などの減少により、79.3%の減となっています。

9、積立金は、ふるさと納税基金積立金は減少しておりますが、庁舎整備基金積立金の増加によりまして、167.6%の増となっております。

11、繰出金は、下水道事業会計の新設によりまして、従来の農業集落排水事業、公共下水道事業、コリーナ矢板排水処理事業特別会計への繰出金が下水道事業会計への補助金に変わり、25.1%の減となっています。

以上から、義務的経費の構成比は、前年度と比較して、1.9ポイント増加し、48.0%となっています。投資的経費は、前年度と比較して、1.3ポイント増加し、12.7%となっております。

続いて、3頁以降の主要事業一覧表から、主な事業について御説明いたします。この一覧表は、款別にまとめております。

表の右側、主要事業の欄に隅括弧でくくられたものが、令和2年度、49の新規事業となります。なお、新規事業の主なものにつきましては、1月の全員協議会で御説明いたしましたので、繰り返しの説明となる部分もあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

初めに、議会費、議会運営事務では、議場と第1委員会室のワイヤレスマイク設備の更新を行います。

総務費、財産管理費では、公共施設の個別施設計画と、年度内に策定します地域公共交通網形成計画に基づきまして、デマンド交通などの導入実施計画を策定してまいります。

次に、企画費、企画調整費では、計画期間を令和2年度までとする総合計画、また、国土強靱化の取り組みを促進するために新たに国土強靱化地域計画を、それぞれ策定いたします。また、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして、ハンガリーのマウンテンバイク競技選手団の事前キャンプ受け入れを行います。

基幹統計費、各種統計調査費では、5年ごとに実施される国勢調査を来年度行います。

続きまして、民生費、4頁中段になります。児童福祉総務費、児童福祉対策事業では、元矢板健康福祉センターを子育て総合支援拠点とするための整備を行ってまいります。

続いて、5頁下のほうになりますが、農林水産業費、地籍調査費、地籍調査事業では、1月の全員協議会でも御説明いたしました。記載の3地区を新たに始めるものでございます。

続いて6頁、商工費、観光費、観光PR事業では、スマートIC開通に合わせて、高速道路のサービスエリアなどで無料配布されているハイウェイウォーカーに特集記事を掲載いたします。

土木費、道路新設改良費、スマートIC整備事業では、橋りょう床版工事、道路舗装工事を実施し、年度内には工事を完成し、開通式典を行います。

都市計画総務費、都市計画事業推進費では、立地適正化計画を策定してまいります。

7頁、消防費、防災費、防災活動推進事業では、市民からの防災行政無線が聞こえないという事象に対応するため、戸別受信機を設置いたします。

教育費、小学校と中学校の学校管理費、学校保健安全給食事業では、学校給食における地産地消の強化のため、給食費2カ月分を補助いたします。

8 頁、保健体育総務費、国民体育大会推進事業では、いちご一会栃木国体を円滑に実施するため、矢板運動公園陸上競技場の芝生張り替えや諸室改修などを行います。

特別会計は、国民健康保険、特定健康診査等事業費では、メタボリックシンドローム予防のため、教室を開催します。

以上が、令和2年度当初予算の概要であります。この予算の議案につきましては、3月議会に提出し、その際に詳しく御説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

○和田議員 性質別一覧の中で、4款、扶助費がマイナスになっている要因はどのようなものでしょうか。

○総務課長 大きく減っているのは児童手当の部分です。また、施設型等給付費における幼児教育・保育無償化分が大きく減っております。この2点が大きく減って、減となっているものでございます。

○議長 ほかにございせんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

② 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長 説明を求めます。

○総務課長 資料はございません。

この条例の第14条におきまして、職員の特別休暇を規定しております。その特別休暇のうち、7月～9月の期間内におきまして、夏季における盆など

の諸行事、心身の健康維持及び増進、または家庭生活の充実のため、勤務をしないことが相当であると認める日数を、6日の範囲内で取得できるということをお定めております。

このうち、7月～9月の期間を5月～10月の期間内に変更をするものでございます。期間を変更する理由といたしましては、職場環境の充実、ひいては職員の福利厚生の実現を図るため、期間をクールビズの期間に合わせるものでございます。

この改正に伴う議案につきましては、3月定例会に提出させていただきますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

③ 字の廃止及び字の区域の変更について

○議長 説明を求めます。

○総務課長 資料を御覧ください。

平成25年から実施をしております、県営中山間高原地区土地改良事業（倉掛地区内）であります。この事業に伴いまして、字の廃止及び区域の変更ということでございます。

まず、字の廃止をするものが、図面の赤色の部分が倉掛で約12ha、青色の部分が高塩で約1ha、合わせて約13ha、この中で字を廃止するものでございます。

また、区域の変更については、倉掛と高塩の境において、土地改良前にあつ

た水路の一部分が、ちょうど区域境があったのですが、それが今回の土地改良事業においてその部分が一部変更になるというものでございます。

同じく、この変更につきましては、3月定例会に議案を提出させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

④ 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長 説明を求めます。

○税務課長（星野朝子） 資料を御覧ください。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に分かれており、それぞれ、所得割、均等割、平等割が賦課されます。矢板市においては、県が提示する標準税率よりも低い税率を採用しており、国民健康保険事業の運営状況を勘案し、2年に1度、税率の見直しを行うこととしておまして、令和2年度がその見直しの年となっております。

現在の国民健康保険事業につきましては、被保険者数の減少や所得の減少などにより税収が減少する一方で、高齢者が多く医療水準が高くなっており、このような中、税収の確保や医療費の適正化に努めてはおりますが、県の事業費納付金を賄う国民健康保険税が不足しており、運営が厳しくなっている状況でございます。

そこで、被保険者間の税負担の公平を確保し、持続可能な医療保険制度を

維持するために、今回、所得割額と均等割額を見直すものでございます。

改正の内容についてでございますが、基礎課税額につきまして、被保険者の所得に応じて課税される所得割額の率を6.3%から6.8%に、被保険者の人数に応じて課税される均等割額を24,900円から26,400円に、介護納付金課税額につきまして、所得割額の率を2.0%から2.2%に、均等割額を10,300円から10,800円にしようとするものでございます。後期高齢者支援金等課税額については、変更はございません。

施行日は、令和2年4月1日でございます。

今回の改正により、基礎課税額が2,500万円、介護納付金課税額が約300万円増額となる見込みでございます。

また、各世帯の影響についてでございますが、本年度の課税状況を基に試算いたしまして、増額となる金額が、千円未満の世帯が34%、千円から5千円未満の世帯が42%となっており、全体の76%の世帯が増額5千円未満となる見込みでございます。

この改正にかかる矢板市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、3月議会に議案として提出させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

説明は以上です。

- 議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。
- 中村議員 国民健康保険税については、5年間の時効等を経て、毎年かなりの額の不能欠損が生じています。そういった中で、保険税を上げるということに対して、納める方々への納得性を高めるためにどのようなことをお考えでしょうか。
- 税務課長 議員がおっしゃられるとおり、不能欠損額が毎年出てきてしまっ

ています。その滞納の対策につきましては、毎年いろいろな努力をしております。本年度につきましても保険、財産、給与などの調査を例年以上に実施しているところがございますが、調査してもなかなか、差し押さえ、換価等の処分をできることが少ないというのが現状でございます。そのため、担税力のない方々に対しては、不能欠損もやむを得ないのかなと思っておりますが、本年度も、先ほど申し上げました財産調査、それから催告書などについても皆様の目に留めていただけるような形で工夫をしております。

未納に関しても本年度は、ちょうど先週から今週にかけて未納の方に対し訪問などもさせていただいており、なるべく不能欠損が減るような、滞納が減るような努力をしているところでございます。

○中村議員 不能欠損が減る努力を、いろいろな手段を講じて、その内容を一般の納税者の方に周知をして納得性を高めていくという理解でよろしいでしょうか。

○税務課長 はい。そのような形で進めてまいりたいと思います。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑤ 新型コロナウイルス感染症対策について

○議長 説明を求めます。

○健康増進課長（細川智弘） 資料を御覧ください。

今年1月、国内で感染が確認された新型コロナウイルス感染症の本市の対応状況を報告いたします。

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生につきましては、1月16日

に栃木県から情報提供がございました。

1月20日には、注意喚起についての県通知がございましたので、本市のホームページにおいて情報提供を開始したところでございます。

1月31日には、新型インフルエンザ等対策情報交換会を開催いたしまして、新型コロナウイルス対応においても新型インフルエンザ等対策の組織で対応していくことや情報共有を図ったところでございます。

2月3日には、新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱を制定いたしました。

2月5日には、健康増進課の職員が県北地区健康危機管理連絡会議に出席いたしまして、県からの情報を受けました。

2月6日には、健康福祉部長を新型コロナウイルス感染症危機管理対策部部長として、各課長による会議を開催して各課の対応についての情報共有等を行いました。

2月7日には、市長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、新型コロナウイルスに対する対応は、既に作成してある矢板市新型インフルエンザ等対策行動計画やガイドラインを準用して、庁内全体で対応すること及びこれまでの各課の対応を継続することを決めました。

現在までの庁内の各課といたしましては、「各課の対応状況」を御覧ください。本市ホームページの随時更新、相談窓口の設置、福祉、介護や子ども関係施設等への注意喚起のお願い、市施設入口への手指消毒液の設置及びイベントなど市民が集まる際の手指消毒液設置などでございます。

今後も、国や県の情報を収集し、関係機関の連携によりまして、感染症予防の対応をしていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑥ 市道路線の変更について

○議長 説明を求めます。

○建設課長（津久井保） 資料は、変更調書、位置図及び道路区域図を御覧ください。

今回の変更につきましては、歩行者専用道路として既に市道認定してあります乙畑片岡 39 号歩行者道、いわゆる片岡駅東西自由通路であります。これを、現在整備中の片岡駅東口駅前広場の工事完了に伴いまして、駅前広場を含めて変更認定するものです。

東西自由通路の部分につきましては、従前どおり歩行者専用道路といたしますが、駅前広場につきましては、自動車等も通行可能な一般道として認定いたします。

具体的な変更の内容でございます。まず、変更調書を御覧ください。

路線名を乙畑片岡 39 号歩行者道から乙畑片岡 39 号線と変更します。また、実延長等も 39.1m 延びることとなります。

次に、位置図を御覧ください。

黒の矢印で示されている部分が現道部分で、これに赤の矢印の部分が変更で加わり、延長される部分となります。

次に、道路区域図を御覧ください。

薄いピンクの部分がこれまでの歩行者専用部分で、青の部分が自動車等が乗り入れ可能な一般交通部となりますので、御確認願います。

この変更認定につきましては、3月議会に議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑦ 矢板市空家等審議会条例の制定について

○議長 説明を求めます。

○都市整備課長（柳田豊） 資料はございません。

空家等審議会は、本市における空き家等対策の総合的かつ計画的な推進を図るため平成30年8月に設置され、平成31年3月の矢板市空家等対策計画策定まで3回、そして、本年度1回の計4回会議が開催され、計画案検討のほか、実施体制、空き家の利活用や除却等の各施策の検証・検討を行ってまいりました。

今後、特定空家等を認定し、空家特措法に基づく措置を行うに当たり、審議内容も個人の財産権の制限等に関わることになっていくため、委員の身分を明確にし、新議会運営の円滑化を図るために、今までの要綱による設置から本条例を制定するものでございます。

なお、本案につきましては、3月議会に議案として提出させていただきますので、御報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑧ 矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助事業の制度改正について

○議長 説明を求めます。

○都市整備課長 資料はございません。

昨年12月の定例会の一般質問で答弁させていただきましたとおり、この事業は定住人口の増加、特に子育て世代の定住促進を図るため、平成23年10月から実施しているものでございます。

今後より一層の移住を促進し、地域の活性化を図るため、本年度から栃木県と本市で実施しております「とちぎWORKWORK就職促進プロジェクト事業」の一環として、東京23区在住の方または東京圏から23区内へ通勤する方が矢板市へ移住し、栃木県が運営する企業情報掲載サイトに求人情報を掲載した中小企業等に就職した場合、最大100万円の移住支援金を交付しておりますが、令和2年4月からその交付対象者が、新たに住宅を取得する場合、定住補助金に一律100万円を加算する内容で制度改正をいたしますので御報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑨ 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

○議長 説明を求めます。

○下水道課長（斎藤正樹） 資料はございません。

令和2年4月に公共下水道事業等を公営企業に移行することに伴い、地方公営企業法の定めにより、条文中の「規則」を「規程」に改めるものであります。

当該案件につきましては、3月議会に議案として提出いたしますので、その際は御審議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

4 その他

(1) 令和元年度卒業式及び令和2年度入学式の祝辞の割り振りについて

○議長 説明を求めます。

○事務局長（薄井勉） 御説明いたします。

先月の議員会の際に、卒業式及び入学式の担当議員の割り振りについて御協議をいただいたところでございます。その結果を一覧表に整理しましたので御確認願います。一覧表は、サイドブックスの議員フォルダに掲載してございます。

また、同じものをカレンダーの当該行事にも添付してありますので、そちらからも確認することができます。

卒業式、入学式の開式の時刻は、学校ごとに異なりますので、御留意願います。また、開式の30分前には学校にお集まりくださるようお願いいたします。

最後に、卒業式の祝辞につきましては3月定例会の開会日に、入学式の祝辞

につきましては、3月定例会閉会日にお渡しする予定でございますのでよろしくお願ひします。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、事務局長説明のとおりよろしくお願ひいたします。

(2) その他

○議長 このほか、議員各位及び市当局からほかに何かありませんか。

(なし)

5 閉 会

○議長 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。 (10 : 44)

お疲れさまでした。